

## 岩手県保健医療計画（2018-2023）の中間見直し等について（報告）

### 1 医療計画の中間見直しについて

岩手県保健医療計画（2018-2023）は、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間の計画期間としているが、医療法の規定により、3 年ごとの中間見直しが義務付けられており、今年度が中間見直しの時期となっている。（全面見直しではなく、介護保険事業（支援）計画との整合性確保が主な目的）

### 2 中間見直しに係る考え方

#### (1) 中間見直しの時期について

介護保険事業（支援）計画との整合性を確保する観点から、令和 2 年度の策定を目指すこと。

#### (2) 中間見直しの内容 主な見直しポイントは参考資料 1（3 頁）

##### ア 二次保健医療圏及び基準病床数

今回の医療計画の中間見直しの対象とせず、医療資源の状況や受療動向等を踏まえ、令和 6 年を計画期間とする第 8 次医療計画に向けて検討を進める。（国の作成指針において中間見直しの対象となっていない）

##### イ 疾病・事業（※）及び在宅医療

国の作成指針を踏まえ、統計値の時点更新・数値目標の見直し等を中心に見直しを行う。

なお、記載事項は、介護保険事業（支援）計画や第 3 次岩手県がん対策推進計画の見直しなど、各種計画との整合を図ること。

※ 疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、認知症（独自項目）  
事業：小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療

##### ウ その他の事項

平成 29 年の計画策定時からの状況の変化を踏まえ、必要に応じて記載の充実を行う。

##### エ 新型コロナウイルス感染症への対応について

- 本県のこれまでの新型コロナウイルス感染症への対応等について、「感染症対策」の項目に新たに記載を行うこと。
- また、国の議論を踏まえ、新興感染症等の感染拡大時における医療体制の検討に必要な観点（下記②）についても記載し、今回示された観点は、これまでの対応に係る課題の整理と合わせて、第 8 次医療計画に向け検討を進めていく。

#### 【参考】厚生労働省「医療計画の見直し検討会」における議論の状況

- ① 「新興感染症等の感染拡大時における医療」を医療計画の疾病・事業のうち、「事業」に追加する。
- ② 医療計画における具体的な記載事項等は、今後国で検討を進め、策定指針を改正することとし、都道府県には第 8 次計画から記載を求める。

#### 【今後検討すべき観点（医療計画への記載イメージ）】

- ・ 平時からの取組（感染拡大に対応可能な病床・専門人材の確保等）
- ・ 感染拡大時の取組（受入候補医療機関等の選定、感染防護具・医療資器材の確保、感染症患者に対応するマンパワーの確保、救急医療など一般の医療連携体制への影響を踏まえた医療機関間の連携・役割分担等）

### 3 今後のスケジュールについて

時期	会議	内容
令和2年 3月25日	医療審議会	医療計画の中間見直しについて
9月28日	医療計画部会	○医療計画の進捗評価について ○中間見直しの方向性について
12月25日 (書面協議)	医療審議会・ 医療計画部会	○医療計画(中間案)について
1月下旬 ～2月中旬	パブリックコメント	(パブリックコメント)
2月下旬	医療計画部会	○パブリックコメントの結果について ○医療計画(最終案)について
3月下旬	医療審議会	○医療計画の答申
3月下旬		○医療計画策定(決裁)

※ 2月下旬の医療計画部会及び3月下旬の医療審議会においては、現時点では集合による開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の県内の感染状況を踏まえ、書面開催とさせていただく可能性もありますので、予めご了承ください。

参考資料 1 医療計画の中間見直しのポイントについて

記載項目	主な見直し事項（統計値の時点更新を除く）
<b>5 疾病・5 事業及び在宅医療</b>	
①がん	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小児がんについて、直近の動向を踏まえ記載を更新</li> <li>○ 医療用ウィッグの購入支援等の患者支援策の記載を追加</li> <li>※「第3次岩手県がん対策推進計画」においても同様の見直しを図ること</li> </ul>
②脳卒中	(統計値等の時点更新等の軽微な見直し) ※ 具体的な施策等については、令和3年度策定予定の「岩手県循環器病対策推進計画」の策定過程で議論を行い、第8次計画に反映
③心筋梗塞等の心血管疾患	
④糖尿病	(統計値の時点更新のみ)
⑤精神疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ギャンブル等依存症対策の推進に関する記載を追加</li> <li>○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、数値目標に「退院後の精神障がい者の地域平均生活日数」等を追加。</li> </ul>
⑥認知症	○ 介護保険事業計画（いきいきプラン）を踏まえた記載の修正
⑦周産期医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハイリスク妊産婦に対応する医療機関数等の記載を追加</li> <li>○ ハイリスク妊産婦へのアクセス支援事業に関する記載を追加</li> </ul>
⑧小児医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小児医療の各専門分野を議論する場として「いわてチルドレンヘルスケア連絡会議」に関する記載を追加</li> <li>○ 現状の小児医療を担う医療機関名を更新</li> </ul>
⑨救急医療	○ 現状の救急医療を担う医療機関名を更新
⑩災害医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害拠点病院におけるBCP策定率が100%となったことから、本文にその旨を記載し、数値目標から削除</li> <li>○ 住民への災害医療教育の必要性について記載を追加</li> </ul>
⑪へき地（医師過少地域）	○ へき地医療体制を確保するため、「へき地医療拠点病院が実施すべき事業の実施割合」に関する数値目標を追加
⑫在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小児在宅医療に関する記載の追加</li> <li>○ アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の啓発を記載</li> <li>○ 誤嚥性肺炎等の予防のため、「訪問口腔衛生指導」に関する数値目標を追加</li> <li>○ 介護保険事業計画との整合性確保に関する記載の修正</li> </ul>
<b>5 疾病・5 事業以外の主な項目（統計値の時点更新を除く）</b>	
保健医療圏及び基準病床数	(今回は見直しの対象外)
感染症対策	○ これまでの本県の新型コロナ対応に関する記載を追加し、また、国の議論の方向性等を記載。
医師（の養成・確保）	○ 令和元年度策定の「岩手県医師確保計画」を踏まえ記載を充実
障がい児・者保健	○ 障がい児者医療学講座（県の寄附講座）の取組を記載
外来医療計画【新規】	○ 令和元年度策定の「岩手県外来医療計画」に関する記載を追加
健康づくり	○ 医療等ビッグデータの活用による健康づくりの取組に関する記載（コラム）を追加

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方①

(令和2年12月15日 医療計画の見直し等に関する検討会)

1. 新興感染症等の感染拡大時における体制確保（医療計画の記載事項追加）

- 新興感染症等の感染拡大時には、広く一般の医療提供体制にも大きな影響（一般病床の活用等）
- 機動的に対策を講じられるよう、基本的な事項について、あらかじめ地域の行政・医療関係者の間で議論・準備を行う必要

医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加

- 詳細（発生時期、感染力等）の予測が困難な中、速やかに対応できるよう予め準備を進めておく点が、災害医療と類似 ⇒ いわゆる「5事業」に追加して「6事業」に
- 今後、厚生労働省において、計画の記載内容（施策・取組や数値目標など）について詳細な検討を行い、「基本方針」（大臣告示）や「医療計画作成指針」（局長通知）等の見直しを行った上で、各都道府県で計画策定作業を実施 ⇒ 第8次医療計画（2024年度～2029年度）から追加

◎ 具体的な記載項目（イメージ）

【平時からの取組】

- 感染拡大に対応可能な医療機関・病床等の確保（感染拡大時に活用しやすい病床や転用しやすいスペースの整備）
- 感染拡大時を想定した専門人材の確保等（感染管理の専門性を有する人材、重症患者に対応可能な人材等）
- 医療機関における感染防護具等の備蓄
- 院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の共有 等

【感染拡大時の取組】

- 受入候補医療機関
- 場所・人材等の確保に向けた考え方
- 医療機関間での連携・役割分担（感染症対応と一般対応の役割分担、医療機関間での応援職員派遣等） 等

※ 引き続き、厚生科学審議会感染症部会等における議論の状況も踏まえつつ、記載項目や、施策の進捗状況を確認するための数値目標等について、具体化に向け検討。

◎ 医療計画の推進体制等

現行の取扱いに沿って、各都道府県に対し、地域の実情に応じた計画策定と具体的な取組を促す

- 現行の医療法
  - ・ あらかじめ都道府県医療審議会で協議
  - ・ 他法律に基づく計画との調和
- 現行の医療計画作成指針（局長通知）
  - ・ 都道府県医療審議会の下に、5疾病5事業・在宅医療ごとに「作業部会」、圏域ごとに「圏域連携会議」を設置
  - ・ 作業部会、圏域連携会議、地域医療構想調整会議において、関係者が互いに情報を共有し、円滑な連携を推進
  - ・ 圏域については、従来の二次医療圏にこだわらず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方②

(令和2年12月15日 医療計画の見直し等に関する検討会)

2. 今後の地域医療構想に関する考え方・進め方

(1) 地域医療構想と感染拡大時の取組との関係

- 新型コロナ対応が続く中ではあるが、以下のような地域医療構想の背景となる中長期的な状況や見通しは変わっていない。
  - ・ 人口減少・高齢化は着実に進み、医療ニーズの質・量が徐々に変化、マンパワーの制約も一層厳しくなる
  - ・ 各地域において、質の高い効率的な医療提供体制を維持していくためには、医療機能の分化・連携の取組は必要不可欠
- 感染拡大時の短期的な医療需要には、各都道府県の「医療計画」に基づき機動的に対応することを前提に、地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方など）を維持しつつ、着実に取組を進めていく。

(2) 地域医療構想の実現に向けた今後の取組

【各医療機関、地域医療構想調整会議における議論】

- 公立・公的医療機関等において、具体的対応方針の再検証等を踏まえ、着実に議論・取組を実施するとともに、民間医療機関においても、改めて対応方針の策定を進め、地域医療構想調整会議の議論を活性化

【国における支援】 \* 各地の地域医療構想調整会議における合意が前提

- 議論の活性化に資するデータ・知見等を提供
- 国による助言や集中的な支援を行う「重点支援区域」を選定し、積極的に支援
- 病床機能再編支援制度について、令和3年度以降、消費税財源を充当するための法改正を行い、引き続き支援
- 医療機関の再編統合に伴い資産等の取得を行った際の税制の在り方について検討

(3) 地域医療構想の実現に向けた今後の工程

- 各地域の検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域に対して支援。
- 新型コロナ対応の状況に配慮しつつ、都道府県等とも協議を行い、この冬の感染状況を見ながら、改めて具体的な工程の設定（※）について検討。その際、2025年以降も継続する人口構造の変化を見据えつつ、段階的に取組を進めていく必要がある中、その一里塚として、2023年度に各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が進められることから、2022年度中を目途に地域の議論が進められていることが重要となることに留意が必要。

※ 具体的には、以下の取組に関する工程の具体化を想定  
 ・ 再検証対象医療機関における具体的対応方針の再検証  
 ・ 民間医療機関も含めた再検証対象医療機関以外の医療機関における対応方針の策定（策定済の場合、必要に応じた見直しの検討）